

氏名	粟 屋 剛		
授与した学位	博	士	
専攻分野の名称	医	学	
学位授与番号	博乙第3607号		
学位授与の日付	平成13年6月30日		
学位授与の要件	博士の学位論文提出者 (学位規則第5条第2項該当)		
学位論文題目	死体解剖保存と遺族ないし本人の承諾—医事法・生命倫理の視点から—		
論文審査委員	教授 吉良 尚平	教授 田中 紀章	教授 清野 佳紀
	教授 村上 宅郎		

### 学位論文内容の要旨

本稿は、死体の解剖及び保存に際して遺族ないし本人の承諾は必要かという問題について、医事法及び生命倫理の視点から考察を行うものである。

我が国には死体の解剖及び保存に関して、「死体解剖保存法」が制定されている。同法によれば、死体の解剖及び保存には、原則として遺族の承諾が必要（本人の承諾は不要）である。ただし、例外的に、遺族の承諾が不要（本人の承諾も不要）の場合がある。例えば、保存—特に標本としての保存—につき、一定の保存者は、「その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするとき」は遺族の承諾を得ることを要しない（第17条第2項）。

生命倫理の視点からは別の結論が導き出される。死体解剖保存法自体が批判の対象となる。上述の例外規定は、現実に応用範囲に適用されることによって、「死体保存には遺族の承諾が必要である」という原則を事実上骨抜きにする可能性を持っている。この点において、この例外規定には疑問がある。また、そもそも、死体解剖保存法が本人の意思をまったく無視している点は、特に自己決定の原理から疑問がある。なお、「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」（献体法）は本人の意思を重視している。

### 論文審査結果の要旨

本研究は、病理解剖、系統解剖、法理解剖の三つの場合における死体の解剖及び保存に際して、遺族ないし本人の承諾は必要かという問題について、それぞれに関連する医事法に対して生命倫理の観点から考察を加え、問題点の抽出を試みたものである。本研究者の生命倫理観すなわち自己決定の原理に従って死体解剖保存法を考察した結果、同法は本人の意思を全く無視しているのみならず、例外規定が応用範囲に適用されると、「死体の保存には遺族の承諾が必要である」という原則すら骨抜きになる可能性がある」と結論している。このことは今後の医学や生命科学を健全に発展させる上で重要な指摘であり、医事法の研究における価値ある業績であると認める。よって、本研究者は博士（医学）の学位を得る資格があると認める。